

博士学位論文審査要旨

2020年1月31日

論文題目： 交通犯罪対策の研究

学位申請者： 川本 哲郎

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 松原 久利

副査： 法学研究科 教授 川崎 友巳

副査： 同志社大学 名誉教授 大谷 實

要 旨：

本論文は、交通犯罪に対する適正な処罰のあり方を追究するものである。「重かるべきは重く、軽かるべきは軽く」という処罰の原則が実現されているかどうかという問いが本論文に通底する課題とされている。

本論文の特徴は、第1に、危険・悪質運転、一定の病気にかかる運転、高齢運転者、飲酒運転者等、近年大きな社会問題として解決が課題とされている交通犯罪の加害者側の問題から、被害者側の問題に至るまで、交通犯罪をめぐる諸問題が総合的に検討されていることである。理論的には過失犯と結果の重大性、刑事制裁の厳格化と交通犯罪抑止効果、交通犯罪処罰立法と被害者支援の関係等をめぐり、申請者の独自の知見が生かされた内容となっている。

第2に、これまであまり紹介されることのなかったイギリスを中心とする諸外国の状況を検討対象として、比較法的考察がなされている。そこから、刑事政策の二極分化が進み、悪質な交通犯罪者に対する厳罰と、悪質でない交通犯罪者に対する社会内処遇が妥当であること、また、社会奉仕、安全運転講習、運転資格剥奪といった刑事制裁の多様化を図るべきであるとする。この点に比較法的意義が認められる。

第3に、わが国における交通犯罪処罰規定の問題性が指摘され、刑罰体系の統一化および処罰対象行為の定義などの抜本的な解決の必要性が示される。また、対策としては、刑事制裁の二極分化と並んで、一定の病気、高齢運転者に対する運転リハビリの普及や公共交通の整備等を含め、刑事制裁を超える総合的な対策の必要性が示される。

このように、本論文は、交通犯罪に関する諸問題を網羅的に検討し、必要な対策の課題を総合的に明らかにするものであり、その論旨は明解であり、独自性、比較法的意義、実践的意義の点で特筆に値するものといえる。以上を総合して、本論文は博士(法学)(同志社大学)の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

学力確認結果の要旨

2020年1月31日

論文題目： 交通犯罪対策の研究

学位申請者： 川本 哲郎

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 松原 久利

副査： 法学研究科 教授 川崎 友巳

副査： 同志社大学 名誉教授 大谷 實

要 旨：

審査委員は、2020年1月29日午後4時から5時10分まで、神学館会議室において口頭審査を行った。本学位申請者は、本論文の問題意識を始め、内容および関連事項に関する多岐にわたる質疑に対して、終始的確な応答を行い、当該分野ならびに関連領域に関する深い専門知識を有するとともに、高度な学術的考察力を備えていることを示した。また、申請者は、本論文の執筆にあたり、イギリスを中心とする多数の英語文献・資料を渉猟しており、この分野において必要な英語の能力を十分に備えているものと判断した。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

博士学位論文要旨

論文題目： 交通犯罪対策の研究

氏名： 川本 哲郎

要 旨：

本論文は、40年以上に亘る、交通犯罪についての調査研究をとりまとめたものである。

第1章「日本と英国の交通犯罪対策」では、①交通犯罪者に対する厳罰化—自由刑の有効性—、②交通犯罪者に対する交通安全教育、③社会奉仕や運転資格剥奪などの刑事制裁について、日本とイギリスとを比較し、イギリスから学ぶべきものを提示した。つまり、自由刑の有効性を見極めつつ、交通犯罪者の教育や、運転資格剥奪などの制裁の活用を考えるべきである。

第2章「危険運転致死傷罪の新設について」では、立法提案までの経緯を見た後で、危険運転致死傷罪新設による厳罰化について検討した。交通犯罪者の実態解明の必要性を訴えると同時に、多様な制裁の活用や被害者支援の充実などを今後の課題として挙げている。

第3章「自動車運転死傷行為処罰法」は、2013年に制定された同法を概説したものであるが、本章では、同法の成立の契機となった重大事件を紹介し、2013年の道路交通法改正の概要を述べるとともに、2014年に注目を集めた薬物運転犯罪の問題も取り上げている。

2001年の危険運転致死傷罪導入の後でも、悪質無謀な運転による事件が跡を絶たず、危険運転を類型化し、犯罪の成立範囲を限定するという立法政策にも批判があったので、法整備が検討されることとなった。そして、その結果、危険運転致死傷罪は、新たに制定される自動車運転死傷行為処罰法に含まれることとなり、新たな犯罪類型も設けられた。本章は、これを契機として、道路交通法を含む交通犯罪処罰規定全体の概観を試みたものである。

第4章「認知症などの疾病と交通犯罪」においては、自動車運転死傷行為処罰法制定時に問題とされ、また、今後も重大な問題であり続けるであろう「認知症と自動車運転」の問題と、統合失調症やてんかん、低血糖症、双極性気分障害、睡眠障害などの病気の影響による死傷事故について考察した。そして、病気と事件との因果関係の立証の問題や「一定の病気の範囲」、多機関の連携などを今後の課題として提示している。

第5章「交通刑事政策の展開」では、危険運転致死傷罪制定直後までの、交通犯罪に対する刑事政策の展開を跡付け、検討を加えている。また、高齢運転者対策や、自転車、携帯電話の問題なども取り上げている。

第6章「交通犯罪者処罰の動向」は、2011年から2012年にかけて、悪質危険な運転による重大な交通事故が発生したのを受けて、それらの問題点を整理したうえで、諸外国の状況を参照し、交通犯罪対策の在り方について論じたものである。

第7章「交通犯罪者の処遇」においては、我が国において行われてきた交通犯罪者の集禁処遇について概観した。

第8章「交通犯罪者の施設内処遇の回避」では、交通犯罪者に自由刑を科す際の問題について、交通犯罪対策の歴史を辿り、諸外国の事情を参照した後に、我が国の交通犯罪者処遇の諸問題を網羅的に取り上げ、それぞれについて若干の考察を行った。刑事制裁の多様化については、我が国では大きな進展が見られないが、今後の重要な課題であろう。

第9章「飲酒運転犯罪者の処遇」では、我が国の危険運転の核である飲酒運転を取り上げた。ここでは、飲酒運転とアルコール依存の関係という観点から、アルコール依存という精神障害と自動車運転の問題を考えてみた。また、イギリスの状況を参照し、交通犯罪被害者の問題も取り

上げた。さらに、立法問題や矯正処遇の問題も論じている。

第10章「あおり運転の抑止に向けて」は、近年、大きな問題として関心の集まっている「あおり運転」に取り組んだものである。ここでは、我が国の交通処罰規定の概観を行い、その問題性を指摘した後で、実際に問題となった2事例を取り上げ、考察を加えた。また、あおり運転をロードレイジのひとつととらえ、その原因と対策について検討した。さらに、諸外国の事情も調べた後で、まとめとして、交通犯罪処罰規定の抜本的な整理と、被害者に対する配慮、運転者の適性判断の重要性などを訴えている。

第11章「交通犯罪の被害者」では、最近の重大交通事件や交通犯罪処罰の現状を見たうえで、交通犯罪被害者に対する国の施策を概観し、被害者・遺族の声を紹介している。そして、今後の課題として、関係諸機関の連携の重要性と、法教育の問題、クルマ社会の在り方を挙げている。

本論文において、追究したのは、交通犯罪者に対する適正な処罰の在り方である。交通犯罪のうち、軽微なものについては、交通反則金を課すことで対応が図られている。重大な交通犯罪に対して刑罰を科すときは、罰金か自由刑のいずれが適切かという問題が生じるし、量刑についても検討が必要である。「重かるべきは重く、軽かるべきは軽く」という処罰の原則が実現されているかどうかを問うというのが本論文の課題であった。そして、その際には、交通犯罪の原因を究明することと、処罰の効果を判定することが大きなテーマとなる。また、交通犯罪の被害者の問題を避けて通ることはできない。そして、それらの課題に取り組むときに、諸外国の対策を参照するのは当然のことである。そして、本論文で得た結論は、以下の通りである。

- ①我が国の交通犯罪規定は複雑な様相を呈しているので、将来は、抜本的な解決が必要である。
- ②交通犯罪者の実態についての調査研究は着実に行われてきたが、今後解明すべきことは多い。
- ③交通犯罪者に対する処罰の効果についても、さらに研究が進められなければならない。